

廿日市市留守家庭児童会おやつ提供業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

廿日市市が設置する留守家庭児童会で行うおやつの調達や搬入作業について、民間事業者
に委託することにより、現場の負担軽減及び保育サービスの質の向上を図るため、公募型プロ
ポーザルを実施し、受託候補者を選定します。

2 業務の概要

- (1) 対象業務
廿日市市留守家庭児童会おやつ提供業務
- (2) 業務内容
廿日市市留守家庭児童会おやつ提供業務委託仕様書（以下、仕様書という。）のとおり
- (3) 委託期間
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 実施場所
仕様書のとおり

3 注意事項

本募集要項に記載する事業は、令和9年度当初予算が市議会にて議決された場合に執行が
可能となります。市議会において本事業の予算が議決されない場合は、事業内容の変更又は事
業を中止します。

4 事務局

廿日市市健康福祉部こども課

所在地 〒738-8512 広島県廿日市市新宮一丁目13番1号

廿日市市総合健康福祉センター（山崎本社 みんなのあいプラザ）1F

電話：（0829）30-9130 E-mail：kodomo@city.hatsukaichi.lg.jp

5 参加資格

- (1) 本プロポーザルの参加者は、次に挙げる条件をすべて満たしている者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で
あること。
 - イ 受託候補者決定の日前6か月以内に、手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交
換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過している
こと。
 - ウ 応募書類の提出時点において、本市の指名競争入札の指名停止等の措置を受けていな
い者であること。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立
て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の
申立てがなされている者でないこと。
 - オ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でない

こと。

カ 廿日市市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

キ 法人であること。

ク 国税及び地方税に滞納がないこと。

- (2) 企画提案書提出期限から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合は失格とする。この際、その事実が発生した時点において、速やかに市に報告すること。

6 スケジュール (予定)

実 施 内 容	実 施 期 日
プロポーザル参加者の公募及び参加申込受付開始	令和8年10月 1日(木)
質問受付期限	令和8年10月15日(木)
質問書に対する回答(電子メールで回答)	令和8年10月22日(木)
参加申込期限	令和8年10月29日(木)
企画提案書等の提出期限	令和8年11月12日(木)
企画提案審査委員会(書面審査)	令和8年11月19日(木)
審査結果の通知	令和8年12月 1日(火)
契約締結	令和9年 4月 1日(木)

7 提出書類・提出期限等

提出する書類と提出期限は次のとおり。

提 出 書 類		部数	提出期限
質問疑義照会書(様式2) ※メールで提出のこと			10月15日(木)
参加申込書兼誓約書(様式1)		1部	10月29日(木)
※1 申込者に関する資料	ア 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本 (発行後3か月以内のもの)	1部	10月29日(木)
	イ 定款の写し		
	ウ 滞納のない旨の証明書(法人税と消費税 及び地方消費税)		
	エ 滞納のない旨の証明書(市町村税)		
	オ 事業者の事業内容が分かるもの(パンフ レット等も可)		
※1 企画提案書	正本(出力したもの)	1部	11月12日(木)
	副本(出力したもの) ※2	3部	
見積書	正本	1部	11月12日(木)
	写し ※2	3部	11月12日(木)
プロポーザル参加辞退届(様式4)		1部	11月12日(木)

※1 企画提案書は、別添②「廿日市市留守家庭児童会おやつ提供業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に従い作成すること。

- ※２ 企画提案書の副本は、全ページにわたり提案者を識別できる内容は記載しないこと。
また見積書の写しは、提案者を識別できる内容を黒塗りした上で提出すること。

8 提出方法等

(1) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送で提出すること。（郵送の場合は配達証明つき書留郵便に限る。
提出期限までに必着。）

(2) 提出先

「４ 事務局」に記載の担当部署

(3) 特記事項

- ア 提出書類に虚偽があった場合は、応募を取り消すこととする。
- イ 提出期間内に企画提案書類等の提出がない場合は、応募を取り消すこととする。
- ウ 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された書類は、返却しない。
- オ 申込受付以降に参加資格がないことが判明した場合は受付を取り消すこととする。

9 本プロポーザルに関する質問、回答方法等

(1) 提出期間

令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月１５日（木）

(2) 提出方法

質疑問義照会書（様式２）により、電子メールで提出すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。なお、審査（評価）に関する質問は受け付けない。

(3) 提出先

「４ 事務局」に記載の担当部署

(4) 回答方法及び回答日

参加申込みを受付けた者からの質問で、業務実施上必要と認められるものについてのみ回答する。また、提出された質問に対する回答は、令和８年１０月２２日（木）に廿日市市ホームページで公開する。（質問提出者の名称は公表しない。）

10 選定方法

- (1) 本市に設置する企画提案審査委員会において、企画提案書の内容を総合的に審査する。
- (2) 募集する業務について審査し、最優秀提案者を選定する。
- (3) 応募が１者の場合であっても審査を行う。
- (4) 審査に当たっては、各審査委員が次の表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる配点を満点として評価する。審査の最低基準点を１２０点（全体の６０％）とし、審査結果の平均が最低基準点を下回る場合は、採点結果の最も高い者又は応募が１者であったとしても、選定しない。
- (5) 審査委員の氏名については、公表しない。
- (6) 企画提案審査委員会は非公開とし、審査に関する問合せ及び結果に対する異議は一切受け付けない。
- (7) 選定結果は、廿日市市ホームページに掲載するとともに全提案者に書面で通知する。

- (8) 審査結果の通知後、市のホームページ等にて結果公表を行う。

	評価項目	評価事項	配点
1	事業者の概要	(1) 事業者の概要・安定性	10
2	基本姿勢	(1) 本業務を担うに当たっての考え方	10
3	実施体制	(1) 同種又は類似業務の実績 (2) 必要な人員・設備を確保しているか	30
4	おやつ調達	(1) 質・安全性への考慮 (2) 児童の嗜好や季節性 (3) 献立と価格設定	80
5	受注管理	(1) 受注システム (2) 注文期限 (3) 支払い方法	40
6	独自提案	(1) 独自で提案できる取組み	30
	合 計		200

11 契約

- (1) 企画提案審査委員会で最優秀提案者として選定した提案者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び委託料は、提案書の内容をもとに、本市と協議の上、決定する。

12 留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加者は、公正なプロポーザルの確保のために、以下の行為を禁止する。
 - ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為
 - イ 他の提案者と提案の内容又はその意思についての相談
 - ウ 選定終了前の他の提案者に対する提案内容の意図的な開示
- (3) 参加申込み後に本プロポーザルの参加を辞退したい場合は、11月12日(木)までにプロポーザル参加辞退届（様式4）を提出すること。
- (4) 委託料については、令和9年4月1日の委託開始をもって発生するものとし、契約締結時から業務の委託開始までの間については発生しないものとする。
- (5) 業務の委託開始までの準備に係る経費については、契約締結事業者の負担とする。